

デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定) (地方公共団体における情報システムの標準化関係部分③)

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

(2) 地方の情報システムの刷新

① 地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等

デジタル庁は情報システム整備方針との整合性の確保の観点から、総務省は地方公共団体との連絡調整の観点から、標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する府県とともに、地方公共団体情報システム標準化基本方針の案を策定し、関係行政機関の長に協議し、全国知事会・全国市長会・全国町村会から意見聴取を行った上で、令和4年(2022年)夏を目途に定める。

② 標準化基準における共通事項の策定等

標準化基準における共通事項(非機能要件、データ要件・連携要件など)の策定等に取り組む(標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策について、以下を参照。)。

③ 制度所管府省庁による標準化基準の策定

標準化基準のうち、②の共通事項を除いたもの(機能要件等)については、**令和4年(2022年)夏を目途に策定される地方公共団体情報システム標準化基本方針**(同方針が策定されるまでは、関係府省会議において共有された作業方針)に基づき、**制度所管府省庁が検討体制を整備の上、作業を進めるとともに、データ要件・連携要件の内容との整合性の確保を図った上で、策定する**(制度所管府省庁による標準化基準の策定の方針について、以下を参照。)。

④ 統一・標準化を進めるための支援

ア 財政支援

目標時期である令和7年度(2025年度)までにガバメントクラウド上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、デジタル庁は、令和2年度(2020年度)第3次補正予算により地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に造成された基金の執行について、情報システム整備方針に基づき、総務省を通じて適切に統括・監理を行う。

イ その他の支援

統一・標準化の推進に当たり、デジタル庁は、「自治体職員×政府機関職員デジタル改革共創プラットフォーム」を活用し地方公共団体と対話をを行う。また、総務省は、標準準拠システムへの移行に向けた標準的な取組を盛り込んだ手順書(1.0版)について、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業の結果などを踏まえながら、必要な見直しを行い、改定する。また、各地方公共団体が当該手順書を踏まえて市町村の標準準拠システムへの円滑な移行を行えるよう、関係府省庁・都道府県とも連携して市町村の進捗管理等の支援を行う。

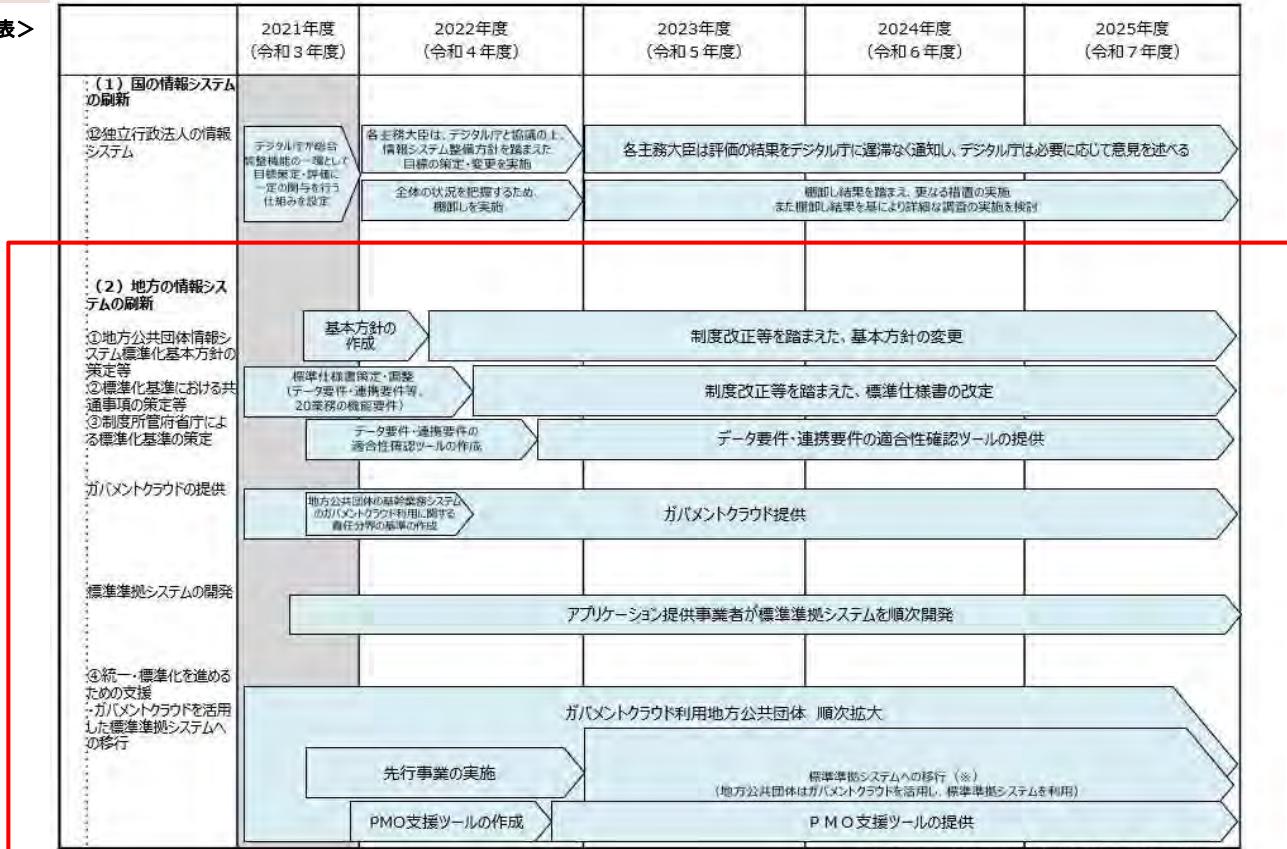
加えて、デジタル庁及び総務省は、都道府県と連携して、複数市町村での兼務を含め、デジタル人材のCIO補佐官等としての任用等が推進されるように支援する。また、地方公共団体職員との対話や研修、人事交流等を通じて地方公共団体のデジタル人材育成に寄与する。あわせて、総務省は、地方公共団体と外部人材のマッチング機能の強化や人材同士のネットワークの強化等に取り組む。

デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定) (地方公共団体における情報システムの標準化関係部分④)

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

<工程表>



* 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聽いて進める

デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定) (地方公共団体における情報システムの標準化関係部分⑤)

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

(2) 地方の情報システムの刷新

標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策

① データ要件・連携要件の標準の策定

各制度所管府省庁における標準仕様書の検討と並行して、デジタル庁は、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションを選択し、旧アプリから新アプリに乗り換える場合等のデータ移行を容易にするため、データ要件を定めるほか、標準準拠システム間や他の行政機関等(公共サービスメッセージ等を含む。)とのデータ連携が円滑に行われるようになるため、連携要件を定める。

具体的には、標準仕様書の機能要件や帳票要件を基に、「データ要件・連携要件の標準」を作成することや、基幹業務等におけるマイナポータルぴったりサービスの円滑な活用のため、マイナポータルと標準準拠システムとの間の連携要件を新たに定めるなど、関係機関の協力を得ながら検討を進め、令和4年(2022年)夏を目途にこれらの標準仕様を作成する。

データ要件・連携要件の内容と各制度所管府省庁が定める各業務の標準仕様の内容との整合性が保たれるよう、デジタル庁と各制度所管府省庁は、相互に連携を図る。

また、アプリケーションのデータ要件・連携要件への適合は、ワンスオナリーの推進やベンダーロックインの排除の観点から、十分に担保される必要がある。したがって、デジタル庁はアプリケーションのデータ要件・連携要件への適合性を地方公共団体が容易に確認するためのツールについて、令和4年度(2022年度)中の作成を目指す。

② 非機能要件の拡充

標準非機能要件(セキュリティを含む。)については、先行事業での検証を踏まえて、令和4年(2022年)夏を目途に、必要に応じて拡充する。

このうちセキュリティについては、地方公共団体の業務システムの統一・標準化の取組を踏まえ、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について検討を行う。

具体的には、デジタル庁及び総務省は、令和4年(2022年)の夏を目途に、標準化基準の作成と併せて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を決定する。セキュリティ対策の方針においては、国・地方公共団体・クラウド事業者・アプリケーション提供事業者等の責任分界等について、先行事業での検証を踏まえて、具体化を進める。

このほか、クラウドロックインとならないための対策やマルチクラウド・マルチベンダーの相互接続・運用を円滑に行う方策等についても検討を行う。

③ 地方公共団体によるガバメントクラウドの利用に関する基準の策定

ガバメントクラウド上に構築することができるシステムや、ガバメントクラウドの利用方法、責任分界の考え方等について、「地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」を、令和4年(2022年)夏を目途に策定する。

ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを地方公共団体が安心して利用できるようにするために、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業を令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)にかけて実施する。

具体的には、ガバメントクラウド上に構築する基幹業務等のアプリケーションの対象範囲の検討、先行事業において構築したシステムが「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準(標準非機能要件)」が求める非機能要件(セキュリティ、可用性、性能・拡張性、移行性、運用・保守性等)を満たすことの検証、ガバメントクラウドに移行したシステムと移行しないシステムとの連携の有効性の検証、現行システムとの投資対効果との比較等を行なう。

また、ガバメントクラウドと地方公共団体の庁内システムとの接続方法については、将来的な国・地方を通じたネットワークの在り方を見据えつつ、標準準拠システムへの本格移行における当面の接続方法の選択肢としては、LGWANを活用した接続又はデジタル庁が示すガバメントクラウドへの標準的な接続サービス(ガバメントクラウド接続サービス)を活用した接続を想定し、引き続き具体化を進める。

④ 共通機能の標準の策定

標準準拠システムを用いて業務を行う際に必要な機能であって、全ての標準化対象事務に係る標準準拠システムに共通する機能(共通機能)については、標準準拠システムの実運用に関連するものであることを踏まえ、原則、事業者がガバメントクラウド上に構築するサービスを、各地方公共団体が利用する形で提供することとする。この場合、デジタル庁は令和4年(2022年)夏を目途に、共通機能の標準を作成することとし、事業者は、当該標準に従うものとする。

デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定) (地方公共団体における情報システムの標準化関係部分⑥)

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

(2) 地方の情報システムの刷新

制度所管府省庁による標準化基準の策定の方針

デジタル3原則に基づき、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革(BPR)の徹底を前提に進める。具体的には、制度所管府省庁は、マイナポータルぴったりサービスとガバメントクラウド上の標準準拠システムとの接続、転出証明書情報等の活用、公金受取口座の登録情報の活用等、機能要件等を定めることとする。

また、積極的な業務改革(BPR)の実現のためには、現場の視点のみならず、行革の視点や行政サービスの利用者視点に基づくサービスデザイン思考が必要となる。デジタル庁は、地方公共団体職員とデジタル庁民間人材等とで構成するワークショップを開催し、標準仕様書をベースとしたデジタル3原則に基づく業務改革(BPR)の提案を具体的に行なうこととし、当該提案を踏まえて、制度所管府省庁においては、標準仕様書について、デジタル庁・総務省においては、データ要件・連携要件についてそれぞれ必要な対応を検討する。

アプリケーションの機能要件等への適合は、当該アプリケーションを利用する地方公共団体が確認する必要があるが、地方公共団体の負担を軽減し、かつ、適合性について実効的に担保することが可能な確認手法について、制度所管府省庁の協力も得ながら、デジタル庁において令和4年(2022年)夏を目途に提示する。

① 住民記録、戸籍の附票、印鑑登録(略)

② 地方税(固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税)、選挙人名簿管理(略)

③ 社会保障

国民健康保険に係る業務支援システムは、設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、令和4年(2022年)夏を目途に標準仕様書を作成する。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、令和4年(2022年)夏を目途に標準仕様書(第1.1版)を改定する。

児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについても、令和4年(2022年)夏を目途に標準仕様書を作成する。

④ 教育(略)

⑤ 児童手当、子ども・子育て支援(略)

⑥ 戸籍(略)

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(5) 公共フロントサービスの提供等

② ワンストップサービスの推進等

国民の利便性の向上を図る観点から、子育て・介護、引越し等の行政手続のワンストップ化を推進する（具体的な施策について、以下を参照。）。その際、行政手続だけでなく民間手続も含むワンストップ化（コネクテッド・ワンストップ）を実現するため、APIの整備や公開を推進する。

先行分野における取組を着実に推進するとともに、マイナポータルの有効な活用方法を含め、先行分野で得られたノウハウや成果を、他の分野における個人・法人による行政情報の収集や行政手続等に順次展開する。

ワンストップサービスの推進等に関する具体的な施策

① 子育て・介護ワンストップサービス等の推進

子育て・介護に関する手続のオンライン申請の普及促進として、令和2年度（2020年度）に介護関連の手続、令和3年度（2021年度）に子育て関連手続についてマイナポータルぴったりサービスにオンライン申請における標準様式を登録し、利用を開始した。令和4年度（2022年度）にはマイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育て・介護に関する手続のオンライン申請に対応できるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う。

<工程表>

